

大阪府条例第十六号

大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例

大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第十三条 養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員が五十人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第六号に掲げる栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第七号に掲げる調理員を置かないことができる。</p>	<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第十三条 養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員が五十人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第六号に掲げる栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第七号に掲げる調理員を置かないことができる。</p>
<p>二 施設長 一</p> <p>三 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>四 生活相談員 規則で定める員数</p> <p>五 支援員 規則で定める員数</p> <p>六 看護師又は准看護師（以下「看護職員」といふ。） 規則で定める員数</p> <p>七 栄養士又は管理栄養士 一以上</p> <p>八 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当な数</p> <p>九 （略）</p>	<p>二 施設長 一</p> <p>三 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>四 生活相談員 規則で定める員数</p> <p>五 支援員 規則で定める員数</p> <p>六 看護師又は准看護師（以下「看護職員」といふ。） 規則で定める員数</p> <p>七 栄養士 一以上</p> <p>八 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当な数</p> <p>九 （略）</p>
<p>2</p> <p>3</p>	<p>2</p> <p>3</p>

附 則

（施行期日）

この条例は、令和七年四月一日から施行する。